

建設リサイクル法第 13 条等に基づく書面に係る見積書

入札参加者 各位

法令の定めにより、工事請負契約書に次の 4 項目について明記することになっておりますので、入札金額を積算するに当たっては、この様式に基づき見積りを行ってください。

なお、この見積書は、契約締結時に資料として業務担当課へ提出してください。

【法令】

- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・特定建設資材に係る分別解体等に関する省令

項目		内容
1	分別解体の方法	☐ 手作業 ☐ 機械併用の作業 いずれかの方法をチェックする。（別紙（2）参照） ※別紙（2）は、該当する工事の様式を使用すること。
2	解体工事に要する費用	別紙（2）により見積りを作成する。 対象工事費 ・ 構造物の取壊費用 ・ 現場から搬出するための積み込み作業の費用 <u>全ての建設資材の品目の合計の費用</u> _____ 円 直接工事費（税抜き）
3	再資源化等の施設名称	実際に再資源化の処理を考えている施設 ・ 該当する <u>特定建設資材</u> の品目毎の処理を受け入れる施設の名称 ・ 複数でも可
4	再資源化等の費用	別紙（3）により見積りを作成する。 対象工事費 ・ 再資源化に要する費用 ・ 廃棄物の運搬費用 <u>該当する特定建設資材の品目の合計の費用</u> _____ 円 直接工事費（税抜き）
備考		建設リサイクル法に定める特定建設資材 ・ コンクリート ・ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ・ 木材 ・ アスファルト・コンクリート この 4 品目を廃棄物として処分する時は、建設リサイクル法により、分別解体・再資源化等が義務付けられています。 【対象となる工事】 1 土木工事等（2～4 以外のもの） 請負金額が 500 万円以上 2 建築物の解体 床面積が 80 平方メートル以上 3 建築物の新築・増築 床面積が 500 平方メートル以上 4 建築物の修繕・模様替 請負金額が 1 億円以上

1 分別解体の方法（該当する□にチェックする）

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容 (工事の有無)	分別解体等の方法 (解体工事がある場合チェック)
	1 仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	2 土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	3 基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	4 本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	5 本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	6 その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用（解体工事がある場合に記載する）

分別解体に要する費用 ☐有 ☐無

品 目	数 量 (t、立方メートル)	単 価 (円/t、立方メートル)	工事費 (円)
コンクリート			①
コンクリート及び鉄からなる建設資材			②
木材			③
アスファルト・コンクリート			④

積込みに要する費用 ☐有 ☐無

品 目	数 量 (t、立方メートル)	単 価 (円/t、立方メートル)	工事費 (円)
コンクリート			⑤
コンクリート及び鉄からなる建設資材			⑥
木材			⑦
アスファルト・コンクリート			⑧

上記の工事費①～⑧の合計額が解体工事に要する費用となります。

上記以外の建設資材を分別解体するように仕様書にありましたら、その資材についても分別解体及び積込みに要する費用の見積りを行い、合計額を算出してください。

1 分別解体の方法（該当する□にチェックする）

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容 (工事の有無)	分別解体等の方法 (解体工事がある場合チェック)
	1 建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	2 屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	3 基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	4 外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	5 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	6 その他 ()	その他の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用（解体工事がある場合に記載する）

分別解体に要する費用 ☐有 ☐無

品 目	数 量 (t、立方メートル)	単 価 (円/t、立方メートル)	工事費 (円)
コンクリート			①
コンクリート及び鉄からなる建設資材			②
木材			③
アスファルト・コンクリート			④

積込みに要する費用 ☐有 ☐無

品 目	数 量 (t、立方メートル)	単 価 (円/t、立方メートル)	工事費 (円)
コンクリート			⑤
コンクリート及び鉄からなる建設資材			⑥
木材			⑦
アスファルト・コンクリート			⑧

上記の工事費①～⑧の合計額が解体工事に要する費用となります。

上記以外の建設資材を分別解体するように仕様書にありましたら、その資材についても分別解体及び積込みに要する費用の見積りを行い、合計額を算出してください。

1 分別解体の方法（該当する□にチェックする）

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容 (工事の有無)	分別解体等の方法 (解体工事がある場合チェック)
	1 建造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	2 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	3 上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	4 屋根	屋根の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	5 建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	6 その他 ()	その他の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用（解体工事がある場合に記載する）

分別解体に要する費用 ☐有 ☐無

品 目	数 量 (t、立方メートル)	単 価 (円/t、立方メートル)	工事費 (円)
コンクリート			①
コンクリート及び鉄からなる建設資材			②
木材			③
アスファルト・コンクリート			④

積込みに要する費用 ☐有 ☐無

品 目	数 量 (t、立方メートル)	単 価 (円/t、立方メートル)	工事費 (円)
コンクリート			⑤
コンクリート及び鉄からなる建設資材			⑥
木材			⑦
アスファルト・コンクリート			⑧

上記の工事費①～⑧の合計額が解体工事に要する費用となります。

上記以外の建設資材を分別解体するように仕様書にありましたら、その資材についても分別解体及び積込みに要する費用の見積りを行い、合計額を算出してください。

3 再資源化をするための施設の名称及び所在地（複数でも可）

品 目	施設の名称	所在
コンクリート		
コンクリート及び鉄からなる建設資材		
木材		
アスファルト・コンクリート		

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

再資源化等に要する費用

品 目	数 量 (t、立方メートル)	単 価 (円/t、立方メートル)	工事費 (円)
コンクリート			①
コンクリート及び鉄からなる建設資材			②
木材			③
アスファルト・コンクリート			④

運搬に要する費用

品 目	数 量 (t、立方メートル)	単 価 (円/t、立方メートル)	工事費 (円)	備考 (運搬距離等)
コンクリート			⑤	
コンクリート及び鉄からなる建設資材			⑥	
木材			⑦	
アスファルト・コンクリート			⑧	

上記の工事費①～⑧の合計額が再資源化等に要する費用となります。
複数の施設において処理を行う場合は、上記と同様に計算を行ってください。

5 その他

この見積りは、建設リサイクル法第13条および省令第7条に基づき、請負工事の契約に際し、発注者と受注業者が説明・協議を行い、分別解体・再資源化について適切に実施するため、4項目について書面での双方確認を行うものです。